

第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年4月13日(月)午後2時05分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第3号議案 非農地の現況証明について 第4号議案 農用地利用集積計画の決定について 第5号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農地法第3条の規定による許可について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和 2 年度 第 1 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。</p> <p>本日の先導役は、17 番 山本正義 推進委員です。よろしくお願い致します。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは会を進めさせて頂きます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に日程の 2 番でございますが、「議事録署名委員の指名について」と云う事で、これを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長にが指名することにご異議ありませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>はい。ご異議無い様でございます。それではご異議なしとして、議事録署名委員には 4 番の土井繁美委員、そして 5 番の横川 力委員。両名の方に指名を致しますので宜しくお願い致します。なお会議書記に於きましては藤井事務局長、並びに谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について	(議長) 事務局	<p>続きまして、3 番報告事項に入ります。報告事項は 1 号のみでございます。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは報告事項、まず第 1 号からさせて頂きます。</p> <p>報告事項 第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を説明します。次のとおり、競売買受適格証明を交付した申請者からの農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に基づき、許可書を交付したので報告するものです。</p> <p>この案件につきましては、先月の 3 月定例総会の競売買受適格証明の審議に於きまして、適格</p>

<p>4 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>証明の申請人が競売で落札した場合には、会長の専決処分により農地法第 3 条の許可書を交付することについてご承認を頂いております。この申請者から先月 3 月 19 日に農地法第 3 条の申請が提出されましたので、その後の処理状況について報告致します。</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 長和田——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積は 299 m²。譲受人は、長和田●●。競売買受につき譲渡し人はありません。</p> <p>権利取得後の経営面積は 66 アール。附記と致しまして、令和 2 年 3 月 23 日付けで許可書を交付しております。以上であります。</p> <p>はい。内容につきましては記載のとおりでございます。報告事項でございますので、皆様方にはご承認を頂く訳ではございますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら挙手をして頂いて発言をお願い致します。それではどうぞ、お尋ねはございませんか。</p> <p>それでは無い様でございますので、報告事項、これを持って終わります。</p> <p>次に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、宇谷●●、譲渡人は、原●●。土地の所在、大字久留——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積は 1,179 m²。権利取得後の経営面積は 46 アール。譲受人と譲渡人の共有名義となっております申請地につきまして、贈与により持ち分を全部移転するものです。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。無い様でございますので、それでは質疑を終結して採決を行います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
--	--	---

<p>議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員でございますので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定と致します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁、資料 1 の 1 頁から 7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在、大字光吉——。現況地目は畑、転用面積は 285 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅であります。建築面積は 52.58 m²。譲受人は、光吉●●。譲渡人は、光吉●●。契約内容は、親子間の贈与による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地で、区分決定根拠は住宅棟が連坦する区域に近接する区域内であります。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資ありでございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟と 2 台分の駐車場です。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されております。それから隣接耕作者は譲渡し人でありますので、転用は同意済みです。</p> <p>頁をめくって頂きまして、4-1 頁が航空写真による位置図であります。図面の右上、赤池の文字が入っております所が橋津の選果場ですね。今は建物が取り壊されてますけども、また新たな建物を建設中の所でありまして。丁度中央付近に赤で斜線を付けておりますのが申請地でございますけれども。久留の歩道橋の近傍と云う位置関係でございます。</p> <p>それから別冊の方なんですけれども。資料 1 をお願を致しますが。資料 1 の 1 頁目が現地の写真でございます。元々の 1 筆が分筆をされて 3 筆になっておりますので、切れ目がちょっと判り辛い。おおよその所で、赤線で区切りを付けさせて頂いております。それからめくって頂き、別添資料 1 の 2 頁目が公図。それから 3 頁目が土地利用計画図であります。4 頁目が計画断面図ですね。東西方向と南北方向の断面図と云うものになります。それで土地造成の方は特に行いませ</p>
--	---------------------	---

		<p>ず、建築に伴いまして土を 10 cm 鋤取って真砂土で敷き直すと云う、そう云った程度の簡易な造成のみしか行わないと云うものでございます。</p> <p>それから頁をめくって頂き 5 頁目が建物立面図。通常の二階建ての建物の高さと云う事になりますね。それから 6 頁目が上水道と公共下水道の管路図であります。何れも上水道へ接続し、それから公共下水道へ接続して、汚水については排出をすると云う計画でございますし、次の頁 7 頁目でございます。雨水排水につきましては、国道 179 号の歩道部分に側溝が有るんですけども、そちらの道路側溝の方に雨水の方は排水をすると云う計画でございます。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>議長 はい。説明が終わりました。本案件につきましては、現地に出向いて確認を行っております。それでは現地確認、代表致しまして中村委員。どうぞ報告をお願い致します。</p> <p>中村委員 はい。本日雨の降る中だったんですけど、会長及び職務代理、それから清水委員、倉本推進委員、それから事務局 2 名と私の 7 名で現地確認を行いました。</p> <p>議長 今ありました光吉の宅地の件ですけど。本当昔の旧国道、今も国道なんですけども。9 号線のそば、国道のすぐ隣にあります。先ほど色々説明がありましたけど、雨水は歩道の下の排水路に流すと云う事と、上水道下水道は既に申請がしてあるそうです。それで、この申請地の両側は今後も農地として活用されると云う事の様です。特に大きな問題が無かった事を報告します。以上です。</p> <p>議長 はい。そうしましたら、以上を持ちまして説明並びに現地確認の報告を終わった訳でございます。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑がございましたら、どうぞ挙手の上発言してください。</p> <p>横川委員 はい。</p> <p>議長 はいどうぞ。横川委員どうぞ。</p> <p>横川委員 5 番横川です。先ほど中村委員の方から説明があったんですけど、この資料 1 の 1 頁目の写真を見る限りでは、両方が、2 頁目の所で畑・畑に地目がなっているんですけど。見るからには問題は無いと思うんですけど、畑地として利用すると云われたんですけど。これを見る限りでは何</p>
--	--	---

<p>議案第 3 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>も植えて無い様な感じがして、地目だけが畑になっているのかなと思って。そのところ教えて頂きたいと思います。</p> <p>それでは事務局、説明してください。</p> <p>はい。ただ今の質問、作付けが行われていないではないかと云う事だったかと思えます。今日確認してきた時点でも植えものはしてありませんでした。作付け自体はしてないんですけども、保全管理をずっとしておられる様でして。少なくとも今は植えてないと云う状態の、畑と云う事で確認をして参ったと云う次第であります。</p>
	<p>横川委員 事務局</p>	<p>はい。一応畑として利用は今後も行うと云う事ですね。</p> <p>そうです。</p>
	<p>横川委員 議長</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>はい。その他にございませんか。その他には、ございませんか。それでは無い様でございますで、質疑はこの時間を持って終結します。議案第 2 号を、ただ今から採決をさせていただきます。「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございますので、従いまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして議案第 3 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 3 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 と資料 1 の 8 頁)</p> <p>番号 1 申請人は 倉吉市●●。土地の所在、大字はわい温泉——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 1,663 ㎡。50 年以上前から農地として使用しておらず、原野と云いますか「原っぱ」となっているものでございます。</p> <p>頁をめくって頂き、5-1 が航空写真による位置図でございます。その土地が当に池縁でござい</p>

議案第 4 号	議長	<p>まして、その左右は旅館でございますし、その申請地の北側は旅館の従業員駐車場と云う事で、今利用をされている状況であります。</p> <p>それから資料 1 の一番最後。一番最後の頁、8 頁の方が現地の写真でございます。説明は以上でございます。</p>
	清水委員	<p>それでは、現地確認を行っております。現地確認委員を代表致しまして清水委員、報告をしてください。</p> <p>先ほど中村委員が言われたとおりで、7 名で現地確認に行っておりました。私も近くに住んでいたんですけども、奥の方にこう云う土地があるって云うのは知らなかったです。それで本冊の方の 5-1 を見て貰ったらと思いましたが、左の方が「▲▲」でして、右側が旅館「◆◆」です。それでその奥にこう云う土地があるなんて知りませんでした。県道の手前の長細い土地が■ ■の従業員の駐車場になっておりまして。今はこう云う緑じゃなくて、整地されてちゃんとした土地になっております。その奥の方に、現在の申請地がありまして。1m 位の差がありまして、駐車場の方は 1m ほど嵩上げしてあります。それで、事務局が言ったとおりで 50 年以上も耕作されてなくて、保全状態と云う様な状況です。池に沿って梅の木が 3 本と桜の木が 2 本あったんですけども、耕作されている様な気配は見られなくて。この土地に進入するには他人の土地を通過して進入しないといけない所で、農地として復元しても他人の土地を通過してでないと進入出来ないんじゃないかと思っておりますので、これから農地と復元するのは困難な状況ではないかと思いたしました。以上です。</p>
	議長	<p>はい。ご苦労様です。それでは現地確認の報告も終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。ございませんか。それでは無い様でございますので、質疑は終わります。</p> <p>それでは採決を致します。議案第 3 号「非農地の現況証明」について、これを原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p>
	(議長)	<p>はい、全員の方が賛成でございます。従いまして議案第 3 号「非農地の現況証明」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>次に議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮りを致します。それでは説明し</p>

<p>農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>てください。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 4 月 17 日であります。</p> <p>(資料は 6-1 頁と 6-2 頁)</p> <p>議案書頁をめくって頂き、6-1 頁です。利用集積計画総括表であります。関係戸数は借り人 8、貸し人 8 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 1 件で 1,821 ㎡、3 年以上 6 年未満が 6 件で 9,799 ㎡、それから 6 年以上 10 年未満が 3 件で 2,285 ㎡であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 5,139 ㎡。樹園地として利用が 8,008 ㎡、普通畑として利用が 758 ㎡であります。利用権設定面積率は 0.109%であります。詳細については次の頁 9-2 の各筆明細一覧でございます。</p> <p>各筆明細の内ですね、整理番号の 9 と 10、こちらが中間管理事業にかかる案件と云う事になります。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p>
<p>議案第 5 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長 (議長)</p>	<p>はい。今説明が終わりました。それでは皆さんの方から質疑をお願い致します。質疑がございましたらどうぞ。</p> <p>質疑はございませんか。宜しいですか。それでは無い様でございますので、採決を行います。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定」につきまして、原案のとおり認めることに賛成の方、手を上げてください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおりこれを認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 5 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、これを議題と致します。それでは改めまして申し上げますが、議事参与の制限がございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、8 番の山上委員には退席をして頂きます。退席の間、整理番号 1 番と 2 番を皆さんと審議致します。</p>

	事務局	<p>それでは退席をお願いします。</p> <p>(山上委員 退席)</p> <p>それでは退席を確認致しましたので、それでは説明してください。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は資料 2)</p> <p>資料 2 の農用地利用配分計画案をご覧ください。頁をめくって頂き、各筆明細をお願いします。整理番号 1 と 2 が株式会社●●に関するものでございまして。整理番号 1 の方が 3 筆、大字田後の 3 筆で面積が合計で 4,387 ㎡。契約期間が 4 年 9 カ月。令和 6 年の 12 月 31 日までの使用貸借でありますし、整理番号 2 につきましては、農地の所在が大字長江であります。その 1 筆、1,183 ㎡。こちらの分については 9 年 9 カ月で令和 11 年 12 月 31 日までの使用貸借の契約と云う事でございます。整理番号 1・2 についての説明は以上であります。</p>
	議長	はい。それでは整理番号 1 番・2 番のみを分割審議致します。この 1 番・2 番につきまして皆さんの方からお尋ねはございますか。お尋ねはございませんか。
	河井推進委員	じゃあちょっと聞いてみましようか。
	議長	はいどうぞ。河井推進委員どうぞ。
	河井推進委員	ずっと前からだけどね、この場合、対象になる件ですけどね。右側の土地。これはこの前に出ていた農地かな。
	議長	はい。それでは説明してください。
	河井推進委員	今さっきの 6-2 頁みたいだね。9・10 はまだ出てないからね。この前の分かな。
	事務局	良いですか。
	議長	どうぞ、説明してください。
	事務局	まず、整理番号 2 の方が長江の分ですけれども、それは今月の議案の 6-2 頁に出て参ります。今月の議案です。それで、整理番号 1 の方なんですけれども、此処の場所。田後の場所につきましては、ずっと以前から実は耕作して頂いていたんですけれども。配分の方がですね、上手く出来てなかったと云う事なんです。入れ替えとかをやっていた関係でちょっと漏れが出来てお

	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員 議長 河井推進委員 議長 事務局 議長 事務局</p>	<p>りまして。株式会社●●の配分にきちっと正式になっていなかったものですから。それが分かったもので、きちっと配分をし直そうと云う事で手続きを進めているところでございます。中間管理事業に預けたやつを、それぞれ担い手の方でね、配分を。1回していても、そこは入れ替えをした方が都合が良いからと云う様な場所があった場合には、そうやって入れ替えをして配分しなおしたりと云う事があります。以上です。</p> <p>いや、大体分かりますけどね。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>ただ、こう書いてあるだけで、多分分かり難いと思うんですが。今の2番は分かるけど。こうやって書いてあるから。それ以前のは出てないし。うんうんとしている位で、どう云う事かなと聞いてみた訳です。はい。分かりました。</p> <p>えっと、こう云う場合、この資料とこの資料を見合わせるとか、何か添え書きしておくとか。2番は出てるので分かります。</p> <p>まあ、分からないでもないけど。こうやって目を凝らしてみれば。資料が関連するときは、ちょっと何か。口添えでも良いので。</p> <p>口添えでね。勉強させていただきます。</p> <p>それでは整理番号1番と2番、改めて質疑はございませんか、その他には。宜しいですか。それでは整理番号1番と2番のみを採決致します。原案のとおり認めることに賛成の方、手を上げてください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。皆さんが挙手でございますので、従いまして議案第5号の整理番号1番と2番のみを、これは原案のとおり認めることと致します。</p> <p>それでは退席の山上委員に入って頂きます。</p> <p>(山上委員 着席)</p> <p>それでは着席を確認致しました。それでは議案第5号、続けて行きます。整理番号3番。このことについての説明をお願い致します。</p> <p>はい。整理番号3番を説明させていただきます。権利の設定を受ける者、はわい長瀬●●。土地の所在はご覧のとおりなんですけれども、はわい長瀬——。それから、はわい長瀬——、はわい長</p>
--	--	--

		<p>瀬——。3筆で合計面積が4,053㎡。こちらの方がですね、新規就農でワイン用のブドウ栽培に取り組まれると云うものであります。それで中間管理事業に出してありますこの農地も、親族の方の農地を中間管理事業を活用して、新規就農者であるこの方に貸し出しをすると云う手法を設けております。それでブドウ栽培なんですけども、取り敢えずの期間と云う事で4年9カ月。令和6年12月31日までの使用貸借と云う契約で結ばれるものでありますけども、順調に行けば、果樹でございますので、当然また契約期間を更新の際には延長してずっとと云う形に変わって行くことになると思われます。以上であります。</p> <p>議長 事務局</p> <p>はい。それでは整理番号3番の説明が終わりました。皆さんの方からお尋ねはございますか。</p> <p>じゃ、私の方から。ワインと云うことは、これは6次産業と云った風なところを目指してやると云う事かな。そう云うところをちょっと。</p> <p>整理番号3番の方なんですけれども。ブドウ栽培は、要するにフランスで、言ってみればそれぞれの農家さんが各蔵元と云う格好で、自分の農地でできたブドウを自分の家で醸造をして販売をします。そう云う風なモデルケースとして事業展開をしたいと。ただ、ブドウの方がですね、これから初めて向かうと云うものですから、徐々にではあるんですけども。最終的には自分の醸造所を持って、ワイナリーと云う様な形にまで出来れば良いなあと云う目標を持っておられます。</p> <p>現時点では製造量なり、それからワイン醸造のための資格等々が必要になって参ります関係で、倉吉の方でワイン特区を取得された所と協力関係を結んで、作ったものをそちらの方でワインに加工してもらおうと。それで販売をすると云う事で経営戦略を立てていらっしゃる事業でございます。</p> <p>議長 事務局</p> <p>しっかりとした将来構想があるんですけども、具体的に年齢は御幾つ位の方。</p> <p>年齢は30前後だったかな。元は橋津の方で、一昨年の春位だったかな、橋津の向町ですか。あっちの方に家を建てる転用申請が出て。親族の方の土地に家を建てる事と云う事で。今はもう出来上がっているんですけども。そう云う事でUターン組みと云う事になりますね。Uターンで帰って来られて。子供の頃の体験からブドウ栽培に魅力を感じたと云う事の様です。</p> <p>議長 土海委員</p> <p>はい。成功すれば良いですね。その他にございますか。</p> <p>これは親子かな。</p>
--	--	---

<p>5 その他</p>	<p>議長 土海委員 事務局 蔵本職務代理 議長 土海委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>その辺りの説明を。 3番の。 そうですね。親子ですね。 お父さんの土地。 土海委員、今の質問良いですか。 はい。良いです。 その他ございますか。無い様ですね。それでは無いと云う事で採決を行います。整理番号3番のみでございますが、原案のとおり認めることに賛成の方は手を上げてください。 《全員挙手》 はい。全員の方でございます。それでは1番・2番・3番を含めまして議案第5号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、原案のとおり決定を致します。 以上で議事は終わります。 その他に入ります。「5月定例総会の予定について」をお諮りします。説明してください。 ○ 5月定例総会の予定について 5月8日(金)15:00から ○ 新型コロナウイルス対策：定例総会の開催方法について ○ 令和2年度活動計画について ○ 農家相談会の実施状況について</p>
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>皆さんご起立ください。以上を持ちまして、令和2年度第1回湯梨浜町農業委員会定例総会、これを閉会と致します。皆様ご苦労様でした。 (閉会 午後3時25分)</p>